

## 中世神社の記録について : 「日記の家」の視点から

松園, 斉

<https://doi.org/10.15017/2230268>

---

出版情報 : 史淵. 127, pp.1-44, 1990-03-31. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 中世神社の記録について

——「日記の家」の視点から——

松  
菌  
齊

はじめに

第一章 中世神社の記録

第一節 中世神社の記録の分類

第二節 石清水八幡宮の記録

第三節 祇園社の記録

第四節 日次記的な記録

第二章 出雲国杵築大社の造営・遷宮記録

第一節 出雲国造家の記録・譲状の分析

第二節 「国日記」について

第三節 杵築大社の造営・遷宮記録

第四節 記録譲状と国造家

おわりに

## はじめに

本稿を成すにあたって、そのきっかけとなった問題点は次のようなものである。

中世社会において様々な形で展開していた神社に対する基礎的な研究については、その立ち遅れが目立つが（例えば、祠官組織などの支配機構や社領支配の構造、特に地方神社の場合、国衙機構や荘園制的な関係で結ばれている中央の天皇家・貴族・寺社権門などとの具体的な関係やその構造など）、ここでは特に中世日記研究の立場から、中世の神社において作成され伝存されてきた日記・記録類に対する研究の遅れを指摘しておきたい。

中世の寺社権門が、当時朝廷や天皇・貴族と並んで豊富に日記・記録を有していたであろうことは、今日伝来するそれらの文書・記録類の分量・質からも容易に推定できる。にもかかわらず、それらに対しては、神社研究に携わる人においても個々の記録に対して解題的な説明がなされてきただけで、その神社の組織自体を視野にいれた総合的な把握・検討はほとんどなされていない<sup>1)</sup>。また古代・中世の日記に関する概説の類においても、その存在の指摘だけではしばしばなされるが、当時の王朝貴族のものを含めて中世の日記全体の中で論及されることはほとんどないようである。しかし、神社そのものを研究する場合でも、日記・記録が、神社の運営やその社会的な機能において如何なる役割を果たしていたのか、そのために神社内部において、それらの作成や保存・利用に対して如何なる意識がもたれていたのか、などといった点について具体的に見極めること、つまり記録に記載された内容ばかりでなく、記録そのものの神社における存在形態を探ることによって、アプローチすることが可能なのではあるまいか<sup>2)</sup>。

また中世の日記研究をめざす立場においても、貴族の日記と様々な意味で基礎を同じくするこれら寺社の日記を、互いに分離したまま考察するのでは、いつまでたってもその総合的な把握は困難であろう。

本稿では、以上の問題点に少しでも突破口を開くために、前稿<sup>3)</sup>で指摘した記録讓状が作成されている神官の「家」の存在を手掛かりとしながら、特に神社の記録類を中心にメスを入れていくことにしたい。つまりこれまで一連の論稿で問題としてきた「日記の家」の概念を中世神社の神官の「家」に確認することによって、中世の日記文化の裾野といったものを確認する手掛かりとし、さらに王朝貴族のそれとの相違点に留意することによって、中世の神社固有の記録の在り方、ひいては神社そのものの中世的な特質に触れることにも努力してみたい。

ところで、本論に入る前に、神社の文書・記録の伝来について注意しておかなければならない一般的な問題点をまず確認しておきたい。

神社関係の史料集、とくに地方の神社に関するそれをひもといてみる時、すぐに感じるのは、中世の記録類が極めて断片的な形でしか残存していないことであり、その残存状況だけからでも、それらがかなり複雑な経緯をたどって今日に至っていることがたやすく推測されるものである。

その原因の第一として、特に地方の有力な神社の場合、中世においては、大宮司・神主などを中心に武士団化したり、多数の衆徒・僧兵を擁して、軍事力を保有した結果、とくに中世末期、戦乱に巻き込まれ、伝来の文書・記録が失われることが多かったことが挙げられよう。また、中世後期にその神社を支配する神官の「家」が分裂し、抗争をくり返したため、伝来の記録類も二分・三分され、一方が途中で滅びたり、嫡流の「家」が記録類とともに滅んで、その跡を継いだ庶家の記録類だけが今日残されているなどの事情も存在するようである。

第二に、平安時代以来、前近代社会においては、一般的に神仏習合によって、寺と神社が一体化して機能し存在していたものが、明治初期の神仏分離政策<sup>4)</sup>により、仏教的・寺院的部分が分離され弾圧を受けた結果、それまで神主など神社側の「家」とともに相互補完的に伝来してきた院・坊などの文書・記録が、それらの退転とともに失われてしまい、近世以前、さらにそれ以前の中世にあったそれらの元の姿を復元することが極めて困難になってしまっている

ことにも大きな原因があったと推測される。

註

(1) 例外的なものとしては、永島福太郎『春日社家日記——鎌倉社会の一断面——』（高桐書院、昭和二十二年）が挙げられるくらいである。

(2) 例えば、神社の文書・記録は、一部のものを除いて、鎌倉時代以後のものが多く残存しているようであるが、それは単なる時間的な要因だけに帰せられるものではなく、当時の神社に起こりつつあった環境の変化に影響されているのではないかと推測されるのであり、そういった変化の波は当時の社会において神社だけに起こっていたものではないにもかかわらず、何故神社に最も強く反映しているのか、といった点にも言及する必要があるであろう。

(3) 拙稿「讓状と『日記の家』——記録讓状の分析と勸修寺流藤原氏——」（『史淵』一二六号、平成元年三月）。

この論稿において私は、中世社会に広く作成された讓状（処分目録・置文の類も含む）の中に、讓与対象物件として所領や所職・家地などの不動産ばかりでなく、日記・記録がそれらの一つとして挙げられているものがいくつか存在していることを指摘し、それらを一応記録讓状と命名した。そしてそれらを作成した人々の属する「家」というものを構成する要素の一つに「日記の家」の概念が含まれている可能性があるのではないかと考え、一番多くの事例がみられる貴族階層の記録讓状の作成された背景とその実態、特に鎌倉時代以後、実務官僚として活躍した中級貴族勸修寺家についてその一連の記録讓状を中心に考察を加えてみた。しかし、前稿では中世社会に作成された記録讓状の中に、従来から「日記の家」として一般的な対象とされてきたこのような貴族のものばかりでなく、神官層のものも存在しているという大きな問題を考察の対象となしえないまま残っていた。本稿は、これを受けて若干の見通しを得るために成したものである。

(4) 圭室文雄『神仏分離』教育社歴史新書一一三、昭和五十二年。

## 第一章 中世神社の記録

### 第一節 中世神社の記録の分類

王朝貴族の「日記の家」において、その概念の中核を成すのは、家記と呼ばれる一群の日記である。家記は、今まで成したいくつかの論稿<sup>(1)</sup>でも触れてきたように、父祖代々記してきた日次記とそのヴァリエーションである部類記などによって、その主要内容が構成されている。しかし、この家記も、具体的に検討してみるとその貴族・官人の王朝国家内部に占める地位や期待された職能などによって存在形態・規模等も相当異なっているようである。

この点、神官層の場合いかがであろうか。試みに今日残存する神社所蔵の記録類を、特に中世において作成されたものを中心に、その形態によって分類すると次のようなものになるようである。

- (ア) 年中行事や個々の行事の式次第・故実作法の記録
- (イ) 造営・遷宮など臨時の重要な行事に関する記録(種々の注文・交名類・儀式の記録その他)
- (ウ) 日常的に必要とされる所領支配などに関する各種の帳簿・注文・目録類(当時「日記」<sup>(2)</sup>と呼ばれた記録類も含む)
- (エ) 系図や神官・社僧の任官次第・系譜など。
- (オ) 上記の記録類や伝来の縁起・文書・伝承などによって、その神社の由緒や来歴をまとめた編纂物の類。
- (カ) 日次記的な記録

これらはかなり強引な分類で、抜け落ちたもの・把握できなかったものも多いと思われるが、不十分な点は後日補訂していくことにして、論の展開上一応の目安としてここに提示しておく。

(ア)～(エ)は、中世社会では、ほとんどの神社において作成され、保存されていたものであると推定され、今日極めて断片的にしか伝存しない神社の記録類においてはもっとも数多く事例を検出できる存在であり、神事祭礼・支配

機構・祭祀組織などの神社研究にとって欠かせない史料群を形成するとともに、それらを実際に保存する神社側の認識が長い年月持続してきたことを窺えるものである。これらの記録は、単に日常の神社の運営の実際に関わるものというだけでなく、特に(イ)の場合など、二、三十年に一度しか行われぬ造営・遷宮という一連の事業自体が、他のいくつかの重要な神事・祭礼と同様（例えば八幡宮の場合の放生会、出雲杵築大社の三月会のような類）、その神社だけの問題では済まされない、その神社に関わる様々な上部権力・信仰圏を形成する地域民衆などの関係の中で実現されるものであることが推定される以上、それに関わる記録類は中世神社の本質そのものに関わってくる重要なものであったと推定される。ただしこれらについての検討は、(イ)について、特に出雲杵築大社の事例を取り上げて第二章で触れるにとどめ、その他については今のところ私自身すべての神社——そういった類の史料を伝存している——について検討した訳でなく、準備も乏しいのでこれ以上は言及できない。後日の課題としておきたい。

そこでこれら以外のパターンについて考えていきたいが、(ア)と(エ)の記録類を様々な形で含みこむ(オ)の形態の記録類も中世の神社では、かなり広く作成されていたものと推定され、また個々の記録がばらばらな形で伝来されるよりも保存・利用に意を払いやすかったためか、今日でもしばしば伝存しているのをみかける。これについては、編纂に至った事情やその個々の形態、つまり何故そのような形態に作成されるにいたったのかという問題の中に、当時の神社に生きる人々の記録に対する意識が知られて興味深いものが多い。特に形態に関しては、実に様々でパターン化することはなかなか困難であるが、一応ここでは次の三つのパターンに分類してみた。

- (a) 王朝貴族の部類記・儀式次第・故実書に類するもの
- (b) 年代記的な形式を取るもの
- (c) いわゆる縁起の類により近いもの。

これらの編纂に用いられた材料としては、その神社の所蔵文書や前出の(ア)―(カ)に提示したような記録類以外にもかなり様々な形態のものを含み、特定することは困難であり、その利用の度合(つまりどの程度原史料の姿をとどめているかなど)もまちまちのようである。しかもそれらは一般的に、貴族の部類記・故実書などのように「……記云」といった形式で引用記録の名を明記することは少ない。これは、様々な日記が多くの「日記の家」のもとに重層的にかつ集中して存在する貴族社会と異なった環境に彼らが置かれていたことを示すとともに、これらの書が単なる備忘のための記録でも公事のための参考書としてだけのそれでもなく、神社の運営や自己の立場の維持に、より直接的に関わる実用品であったため、何から引用したかよりも、まずその内容となりうる事実を重要視していた結果であろう。更に現存のものの中には、例えば筑後国の高良大社の『高良玉垂宮神秘書』<sup>3)</sup>のように、伝来の中に生じたその書をめぐる社会的な変化の中で様々に改変が加えられ、編纂当初の形態と部分的に、時には全体的に異なるものになってしまう場合もあるので慎重な取扱いが必要であろう。

ここでは、現存のものすべてに触れることは不可能なので、代表的なものを目されるものの中で、特に本稿の関心(「日記の家」の問題)と合致するものについて説明を加えたい。なお、(カ)のタイプとして掲げた日次記的な記録は本章の第四節で説明する。

## 第二節 一石清水八幡宮の記録

まず石清水八幡宮に伝来する『宮寺縁事抄』<sup>4)</sup>を挙げたいが、これは前掲のパターンでは(a)のタイプの代表的な存在であり、かつ(c)のタイプを複合したものととして考えられるものである。この書の編纂に使用された材料には、当時の石清水八幡宮や末社関係にある諸社に伝来していた平安時代初期に遡る多数の文書・縁起類に加えて、名称の知られるものだけでもかなり様々な文献<sup>5)</sup>が駆使されており、他に類例を見ない大規模なものである。王朝国家の中核である



平安京に隣接し、その宗教イデオロギーを分担する大寺社権門の一つとしての当社の潜在的な力がここに示されているといえよう。

村田正志氏の解説<sup>(6)</sup>によれば、鎌倉初期の石清水八幡宮祠官宗清が中心となって編纂したというこの書の成立には、八幡宮の支配に関わる檢校・別当兩職をめぐって、それらの世襲化を実現しつつあった紀氏内部における分裂抗争<sup>(7)</sup>（田中家・善法寺家・竹家など）が背景にあったという。この点、成立の事情を物語る史料が少ないためはつきりとはわからないが、次に提示するような村田氏が紹介された史料に見る限り、成立には田中家内部の伝来文書・記録をめぐる対立がより直接の契機となっていたようである。

① 「勝清昇進事」奥書

建久三年十月廿二日、經沙汰、自運清許、責取文書内、

建久三年十月廿二日、經沙汰、自運清、責取文書内、

自先師別当御房、相伝文書内、

可給章清法眼、法印（花押）

權少僧都（花押）

別当（花押）

法眼（花押）

② 「宮寺宝殿馬道間事（割注に「御帳浜床御倚子等絵図 宗清記」とある）」奥書

此御記ハ、先師別当法印手自書写、奥書云、為子孫云々、

而別当慶清他界時、文書多以少別当運清内々取之不進、先師經沙汰、雖責出、重書多缺失了、恐此事、可給章清

書付表紙、而章清先立予他界、累祖相伝之書、愚父愁遺御命、匡房卿之詞、如身上、為經之料幣破重書、為之内

内所持文書、悉以雖可破為神書所（間カ）、不可不遺、仍以兩三卷用御經之料幣。

この史料①②の中にみえる「先師別当御房（法印）」は宗清（予）の父道清であり、別当慶清は道清の父（宗清の祖父）、少別当運清は道清の弟（宗清の叔父）、そして章清は宗清の長男であり、彼らはみな宗清の曾祖父勝清より成立した田中（坊）家の人々である。

この宗清によって記載された奥書には、当時の石清水祠官層たちの記録・文書に対する意識の一端が如実に示されているといえよう。まず『宮寺縁事抄』の成立の問題に関連した点から述べれば、ここで「重書」とされる「累祖相伝之書」は、当時田中家に伝来していた記録・文書類と推定され、それらの所持をめぐって、慶清の死後、子息の道清・運清間で対立があったようである（史料②波線部）。すでにこの段階では、それらが単に祠官としての実務に必要だからといった理由だけではなく、田中家の「家」の相続自体を實際に表現するものの一つとして十分認識されていたからであろうが、その相伝のシステムに関しては「家」としてまだ完成されていなかったものと考えられよう。それらを父道清が、史料①②両方にみえるように「責取」という強行手段で取り戻さなければならなかったのを見た宗清は、恐らくばらばらの状態ではこれからの相伝の際にも散逸の危険性が大きく、実用にも不便であることを考慮して、一つの書物にまとめることを企てたものがこの『宮寺縁事抄』でなかったかと推定される。村田氏が指摘されているように、この書は結局完成にまでは至らず、宗清の死去によって草稿の段階で残されたものが現存のそれであるが、死の直前に作成した宗清の讒状（子息行清に宛てたもの）には、この書のことを明記され、「半作初也」という状態とともに「権別当借之時者、早可借之、本日記者護渡権別当畢、修理別当借之時者、同可借之、相互莫借之而已」とこの書と相伝の文書・記録の取扱いが付記されている。教清（権別当）・行清（修理別当）ともに宗清の子息であるが、嫡子である行清には本書が他の遺品とともに譲与され、教清には「本日記」（恐らくは『宮寺縁事抄』編纂の材料となった「家」相伝の記録類を指すと推定される）<sup>(13)</sup>がやはり他の遺品とともに譲与されたらしく、この事実からも本書が「家」相伝の記録類と同等またはそれ以上の存在として認識されていたことを知りうることできよ

う。恐らく行清には、本書の完成をも遺言されたのではないだろうか。

この『宮寺縁事抄』の譲与が、「家」の相伝の最も重要な対象である所領・所職の譲与を記載した譲状ではなく、「家」を構成する要素としての重要性からいへば劣る楽器（笛・琵琶）<sup>(14)</sup>や仏像・硯といった動産の譲与を記載した譲状に記されている点、やはり鎌倉後期に作成された善法寺家のものと比較すると、そこに「日記の家」としての未成熟をいくぶん読み取ることも可能かもしれない。しかし、宗清の努力によって、当時の田中家の「日記の家」化が着実に進められていたことは確かであろう。

### 第三節 祇園社の記録

次に(b)のタイプ、つまり年代記的な形式を取るものとして、例えば祇園社（現在の八坂神社）に伝来する「社家条  
条記録」<sup>(16)</sup>を挙げることができよう（ただし部分的には(a)のタイプが複合されている）。これは現存のものは三つの部分により構成されており、第一部・第二部の作成者は晴頭、第三部は「晴喜法印自筆記案」とあるように、もともと晴頭の父晴喜が編纂したものを晴頭が書写し、後から合わせたものと推定される。

第一部は、清和天皇から「当今」（後醍醐天皇）にいたるまで、祇園社に関する重要な事実を、天皇の代ごとに編纂したもので、第二部は「祇園社御霊会式日延引例」「神輿入浴之時造替例」など祇園社にとって重要な先例を項目別に整理・列挙したものであり、後者は、恐らく何らかの事件が起こったときに、先例によって対応するための便宜を計ったものであり、言ってみれば朝廷の外記勘文に近い形式のものである。「清和天皇以来皇代記并当社造立以来代代聖主勅願等事」と題された第三部は、形式・内容ともに第一部に近いが、記事はより簡略で未完成という印象が強い。

この編纂事情については、表紙裏に「元亨三年癸亥二月十日記之、雖為悪筆、為後證故染筆、可為末代明鏡也、可秘

々々、執筆法眼晴頭」と記されるだけで詳しいことはわからない。ただ晴頭は、この父晴喜の編纂事業を基礎に、第一部のような詳しい書物を編纂したものと推定することは可能であろう。更にそのような編纂事業の背景には、行円以来祇園社の社僧の上層部を独占的に世襲する顕玄流（顕の字を通字とする）や玄有流（主に円とか晴の字を通字とする）といった紀氏一門の内部に、「家」的なものが成立しつつあったことを想定できるのかもしれない。これらの「家」は執行・長吏といった祇園社の支配的地位をめぐって鎌倉末期から南北朝期にかけて激しく対立する<sup>(5)</sup>。この「社家条々記録」については、その内容をもう少し綿密に検討する必要があるが、所蔵されている記録は、顕尊など顕玄流についての記載はなくはないものの、概ね玄有流に関するもの（特に「晴喜法印可門弟相承」という文言が散見する点には注意が必要）が中心のようであり、自流の社務支配や所領相伝の正当性を主張する根拠として編纂された可能性があると思われる。

ところで祇園社には「永和三六廿六記」という文書目録<sup>(8)</sup>が伝存し、その中の「新懸皮子」と題された分の中に「社家方」という項目で、「座主記」以下多数の日記が列挙されており、その中のいくつかは記主の名前が知られる。また後述する顕詮の日記に

表① 祇園社関係の日記記主（紀氏関係を中心に）

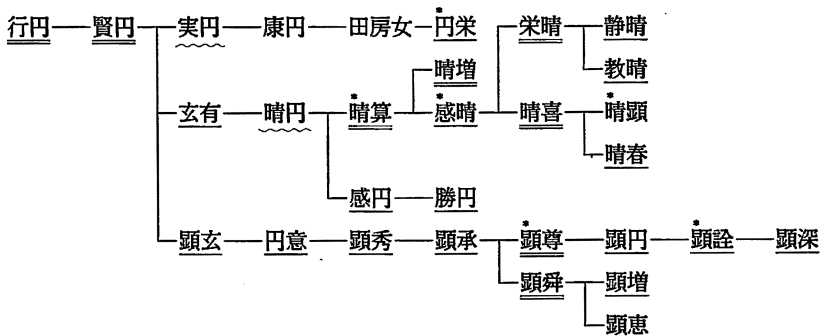
（注）\*印は文書目録にみえる日記、+印は顕詮の日記記主に見える日記。

- 円栄……\*「円栄記一帖 神興逸抄寄附之」\*「当社記録 円栄記録」
- 成円……\*「成円記 建永七」\*「成円記一帖 建永八三十」
- 祐円……+「承久年中行事（割注；祐円法師自筆記、中原親経所帯）」
- 顕尊……「弘安六年顕尊日記」（永享三年八月二十一日付顕縁請文案）
- 顕詮……\*「社家略記 元必二七三顯詮記」、\*「当社方記六一巻 顯詮記」、\*「牛頭天王事 即家説略、顯詮日記」、  
「延文五年顕詮日記」（永享三年八月二十一日付顕縁請文案）
- 晴算……+「晴算記」（「晴算記六」とも記される。割注などによれば、文永頃の記録であり、「執筆子息感晴」「静晴所帯」であるという）
- 晴頭……\*「社家条々記 晴頭記」\*「社頭年中日記 晴頭記」
- 静晴……\*「静晴所持記巻物」（晴算の記録を指すか）
- 顕聖……\*「青天抄」（ミセケチで「顕聖方記歟」とある）  
+「顕聖法眼旧記」

もいくつかの日記が引用されたり問題になったりしており、それらから知られる祇園社僧関係の日記の記主を整理すると表①のようになり、彼らを判明するかぎり系図の上に落としてみたものが系図Iである。

王朝貴族、例えば前稿で説明した勸修寺家のように明確な形は取らないが、やはりここにも「日記の家」が形成されたつつあることを読み取ることは難しくない。更に前稿でも指摘したように、祇園社にも記録謄状と考えられる謄状が鎌倉後期を中心に四通ほど作成されており、それらを再び提示すると表②のようにな

系図I (注) 下線は執行、波線は長吏(または権長吏)、二重下線は両職に任じた者を示す。また、\*印は日記の記主として知られるもの(作成に当たっては小杉氏論文引用のものを参考にした)。



表② 祇園社関係の記録謄状

①晴算附属状	文永9・8・1 (1272)	晴算→感晴	「祇園社家方所職所帯事」として備後国小童保などとともに「一、社家文書」が挙げられる。
②円栄謄状	弘安元・8・15 (1278)	円栄→頭尊	「当社長日御供願備後国小童保并坊地以下所職社家文書等」
③頭舜謄状	文保2・2・4 (1318)	頭舜→頭増	女房分の次に兵部法限(頭増)分として「社家文書」が挙げられており、式部法限(舎弟頭恵)分にはこの条は見えない。
④頭源置文	明德3・11・10 (1392)	頭深遺跡 →阿かゝ丸	「所職・所帯・記録・文書・坊地以下」

る。これらの内、鎌倉期の分については「杜家文書」としか表現されておらず、この中に日記・記録を含むかどうか判断としないが、この「杜家」は、前述の文書目録や頭詮の日記にみえる「杜家方」<sup>(19)</sup>（の記録）と同じ意味と考えられ、恐らく記録類をも含んでいる概念であることは確実であろう。その中には系図の線上、つまり形成しつつある「家」の父祖の日記も含まれていたはずであり、「家記」という表現こそ見えないが、讓状の一要素となっていたことから、それに類するものとして意識されていたものは推定される。前述の晴喜・晴頭二代にわたって編纂された「杜家条々記録」も、このように紀氏一族内部に生じつつあった動向のなかで、その中核になるべく準備されたものではないだろうか。

#### 第四節 日次記的な記録

この(カ)のタイプの日記は、十世紀以来天皇を含め貴族社会には一般的であるが、中世を通じて神官層では事例が少ないようである。しかし、分量的にまとまって残されているものは数が少ないにしても、前掲の(ア)・(オ)の記録類を細かく調べると結構その痕跡をつかまえることが可能である。これらは、日記の作成主体によって次の二つに分類することが可能であろう。

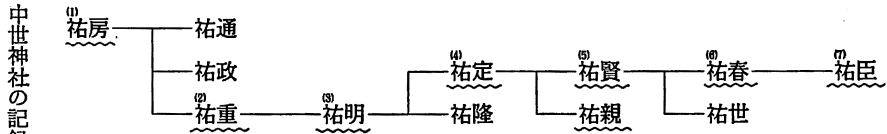
- (d) 一般的な日次記（一つの日記に記主が一人で、ほぼ毎日連続して記される）。
- (e) 記主が当番制になっているもの（記主が一つの日記に複数存在する）。

まず(d)のタイプの日記として代表的なものとして、大和国の春日若宮神主の代々の日記を挙げることができるであろう。『国書総目録』などによれば、現存の春日社の神官関係の日記はかなり多数にのぼると推定されるが、詳しい

表③ 春日若宮神社の神主家の日記

<p>(1) 中臣祐房記</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長承4年3月13日若宮神社の初代神主に任命され、仁平2年12月24日に84才で卒したという。</li> <li>・その日記は、早く亡逸したらしく、「旧記朽損<sup>(マ)</sup>勝出」という形で、久安・大治・天承の分が極めて断片的に残されているにすぎない。 (奥書)「嘉禎二年六月四日、故祐房正預殿御日記朽損之間、勘出見知之所書写者也、後見人能々得其意可引見也、宛宇僻書多歎」(中臣祐定による)</li> </ul>
<p>(2) 中臣祐重記</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祐房の三男、保元元年8月16日長者宣をえて第二代神主となった。建久3年2月24日卒す。</li> <li>・日記は、養和二(完本としては最古)・寿永二・同三・元暦二・文治二年の分が断片的に残る。</li> </ul>
<p>(3) 中臣祐明記</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祐重の嫡男、建久3年4月父の譲をえて神主となり、在職34年、嘉祿2年12月に嫡男祐定にその職を譲って、安貞3年2月15日に86才で卒す。</li> <li>・その日記は、建久四・八・九・承元二・三・四年の分が写本で残存。</li> </ul>
<p>(4) 中臣祐定記</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘉祿2年12月より在職32年、康元2年6月に嫡男祐賢にゆずり、文永6年10月12日に72才で卒す。</li> <li>・日記は、安貞三・寛喜四・嘉禎二・同三・暦仁二・仁治二(以上原本)・寛元四年(写本)が残存。</li> </ul>
<p>(5) 中臣祐賢記</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・康元2年6月より在職25年、弘安5年11月3日に62才で卒す。</li> <li>・日記は、文永元～四・六・九・十・十二・建治元・三・四・弘安二・三年が残存。なお文永元年記以前に正嘉三年記があったことが知られるが現在しない(文永10年10月17日条)。</li> </ul>
<p>(6) 中臣祐春記</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祐賢の嫡子、弘安5年9月30日に神主に補任され、在職32年、正和2年7月に嫡子祐臣に譲り、元亨4年9月5日に80才で卒す。</li> <li>・日記は、弘安六・十・正応二～六・永仁三～六・正安二～四・乾元二・嘉元三・徳治二・延慶元・二・正和二年の分が現存。</li> </ul>

系図Ⅱ (注) カッコ内の数字は若宮神社主となった順序。波線は日記の記主として確認できる者。



調査を行っていないため、ここでは永島福太郎氏によって活字化と研究が進んでいる若宮社の神主家（中臣氏、後の千鳥家）のものを中心に説明する。

表③は、これらの日記の概略を示したものである。ここに見える記主たちを長承四（一一三五年）年三月十三日、若宮社の初代神主に補任された祐房以降、鎌倉期を中心に系図に落としてみると系図Ⅱのようになり、この神主家が代代継続して日記を記していることが知られ、王朝貴族の場合を想起するならば、明らかに「日記の家」として認めてよい条件を示している。ただし、永島氏も指摘されているように、これらの日記は「私日記ではなく神事日記であり、その記事は社頭行事が中心であり、社務に関する重要事件の他は、ほとんど私事或いは社会記事はない」という性格のものであり、同時代の貴族の日記のようにある年齢に達すると記し始める一般的な日記の類ではなく、神主に補任された際にその職掌に付随して記し始めるという一種の職掌日記であった。この場合、仮に神主に他氏の者が就くという状況が出現したとき、やはりこの日記が継続され、前任者の日記とともに相伝されていくのかどうか。もしそのような事態が起こりうるならば、はたしてこれを「日記の家」として認めてよいのか微妙な問題が生じる訳である。

しかし、この若宮神社の場合、神主に対して「日記の家」であるとはっきり呼んでいる史料が、実は存在する。次に提示する『中臣祐定記』<sup>(23)</sup>寛元四年三月二十三日条である。

「参前殿下御所七条殿之処、当社縁起風情書委可令注進、即日記家ト聞食、先祖祐通神祢有之歟云々、仍祐房正預事ハ、且其次第等言上了（後略）」

以下、これについて若干考察を加えてみよう。前日にひとりで上京した神主祐定は、京都で



「前殿下」つまり撰閲家の二条良実に拜謁する。その時祐定は、良実から彼ら藤原氏と所縁の深い若宮社の「縁起風情」(由緒・来歴や現状のことか)を詳しく注進するように命ぜられた。恐らくそれを命じるに至った理由としてであろう、良実は、祐定が「日記家」であること、そしてそれが祐定の「先祖祐通」が「神髄有之」という存在であったからではないか、と述べたというのである。この良実の言に対しての祐定の返答の部分はやや意味が取りにくい、どうも祐定はこの「日記家」としての伝承が「祐房正預(祐通の父)」以来のものであると、「其次第」を説明しようである。

まずこれから知られることは、この「家」の「日記の家」としての伝統が、祐房以来のものであると若宮神主家において認識されていたことである。これは、単に祐房の時に若宮神主の職自体が創始され、彼がその初代であるからこう述べたに過ぎないのかもしれないが、現存の『中臣祐房記』の奥書<sup>(2)</sup>に記されているように、嘉禎二(一一三六)年六月四日の祐定による祐房記の抄出の事実と、奥書に見えている「故祐房正預殿御日記」という意識などともに考え合わせると、この祐房以来という認識は「日記の家」としての内実をより具体的に示したものではないかと推定される。

次に、この「日記家」という語が、当時の貴族社会以外であっても理解される用語であり、かなり一般的なものであったことが知られる。また、貴族たちにとって、単に日記を代々記している「家」としてだけではなく、そのことが神社の由緒来歴について通じていることの前提にもなっており、神社を支配する社家自体「日記の家」化していることが、さらに社家を上部で支配する貴族層においても重要な意義を持っていたことの現われではないだろうか。

第三に、良実が、この祐定の「家」の「日記の家」としての伝統を、系図Ⅱに示されるように、実際若宮神主に就いていたかも、また日記を記していたかどうかも確認できない存在である祐通以来と誤解していた点に注意すべきであろう。良実か、祐通について言及した理由は不明であるが、祐通は「家」の一員として日記を記していたのかもしれない。

れない。推測を逞しくすれば、彼の日記は、彼の後に神主に就いた弟の祐重の子孫には伝わらず、神主に就けなま  
ま終わった祐通の子息に伝来した可能性も否定できない。そう考えると、彼らの日記は職掌日記というよりも、明ら  
かに「日記の家」の所産である。この祐定段階の「家」が、「日記家」であると自他ともに認識されたのは、恐らく  
彼の「家」が神事日記を記すことを職務の一つとする若宮神主の職と完全に一体化したためであろう。

最後にもう一つ、当時「日記の家」として代表的な存在である「家」の一員とみられる良実が、たとえ誤解があつ  
たにしても、そのような他の「日記の家」の祖に対して「神祿有之歟」と述べ、神格化している点に注意する必要が  
あろう。これを当時の貴族社会における「日記の家」概念の深化のひとつの表現と見なすことも可能かもしれない。

以上のように、若宮神主家は「日記の家」であることは確かであり、さらに言えば、その神主職と一体化した「家」  
に、日記を記し伝えることを包含していることからすれば、かなり完成された「日記の家」であったと評価すること  
も可能であろう。

同時代の貴族の日記も一面個人的でありながら、「家」(撰関職などある官職を世襲する)に帰属した形で記載され、  
公私の区別がつきがない存在となっている。その「家」が「日記の家」として成熟すればするほど、そこで作成され  
る日記(狭義の家記)は、間断なくかつ詳細なものとなり、単に集積されるばかりでなく「家」の人々の利用の便宜  
もはかれるようになる。部類記や別記もそのための手段の一つとして生み出されてきたものである。それではこの  
点、神官層の「家」ではどうであろうか。

若宮神主家では、中心となる神事日記以外に重要な行事については、以下のような別記を用意して詳しく記録し後  
の便宜をはかっていたようである。

- ・ 八講日記(『祐重記』<sup>(25)</sup> 養和二年九月一日条「御八講日記別紙有之」、『祐明記』<sup>(26)</sup> 建久八年四月九日条「御八講勤  
行如例(中略)委記別紙在」など)

・御祭日記『祐重記』養和二年九月十一日条「若宮御祭別紙有」、『祐賢記』<sup>(27)</sup>文永二年九月十七日条「御祭如例、委細在別日記」など

・御幸日記『祐賢記』文永六年四月六日条「同六日暁、還御、委細事<sup>(28)</sup>在御幸日記」など

・御参宮日記『祐賢記』文永二年十一月八日条「此事去建久六年以九条関白殿下御参宮御例令言上故也、委細事御参宮日記在之」など

・遷宮日記『祐春記』<sup>(28)</sup>弘安十年十二月二十一日条「同日、正遷宮也、但委細在別記」など

・稜日記『祐賢記』文永四年三月二十五日条「 支配注文者、稜ノ日記ノ櫃ニ入之」など

祇園社伝来の記録の一つである「杜家記録」巻一ノ五（八坂神社記録「上所収」）は、社僧の一人頭詮の日記記であるが、その中にも「雑務記」<sup>(29)</sup>（雑記）<sup>(30)</sup>・「神事記」<sup>(31)</sup>・「得分記」<sup>(32)</sup>・「社務日記」<sup>(33)</sup>・「檀那方記」<sup>(34)</sup>（檀記・檀越記）<sup>(35)</sup>など様々な種類の日記が見えている。これらは、日次記の別記なのか、それとも他の社僧がそれぞれ担当する職務に伴った日記なのかはよくわからないが、恐らく前者に当たるものではないだろうか。

この祇園社の社僧頭詮の日記は、その内容からして彼の就いた執行職などの職掌に直接の規定されるものではないが、まったくの個人的な日記ともいえないものであり、その中間的なものともいうべきもののようで、当時の神官・社僧の神社内における立場を窺わせるものと考えてよいであろう。今日康永二（一三四三）年七月ノ応安五（一三七二）年十二月間の日記の内三年半分が断続的に残存するばかりであるが、当時北朝方の頭詮と南朝にくみする紀氏一族の静晴の対立により執行職が目まぐるしく交替する中で、彼の日記は恐らく中断されることなく記し続けられていたものと推定される。また応安四年記には、一部が有馬温泉・広峰社への旅の日記となっており、「路次記在別、大概記之」<sup>(38)</sup>とあるように別記も作成されていた。またこの現存の応安四年記以降には、各日の条の初頭に、必ず「南無天神、三所権現王子、諸神部類眷属」と記し、次に「南無葉師如来十二神将、七千夜叉、南無延命地藏大井、南無

阿弥陀仏 南無阿弥陀仏……」と記している（応安五年記では更に、縦一寸横三分位の地藏尊像を数体から数十体並べて押捺している）。これらは、明らかに願證の日記が私的な記録でもあることを示す事実である。

第三節で指摘したように、祇園社の社僧の「家」にも、「日記の家」化の進行が認められる訳で、その点では若宮神主家と似たような基盤が存在していたはずであるが、以上のように願證の日記は、同じ日記でも若宮神主家のものとは日記としての性質が若干異なっている。恐らく「日記の家」化のレベルにおける差から生じたものであろう。この原因についてはいろいろと想定できるはずであるが、その一つとしてその神官の「家」がその神社内においてどの程度支配的地位を確立していたかということをおきたいと思う。

次に(e)のタイプ、つまり記主が当番制になっているものについて述べておく。

例えば、鶴岡八幡宮の外方衆会・白山社の莊嚴講など、仏教色の強い神社において、その運営に参加する院・坊主たちによる会合が行われる度に、そこでの決定事項や話題が記されるものであり、そのため記事もひと月に一度というように毎日連続しない場合が多く、記主も輪番で一つの日記に複数人存在するものである。

例えば鶴岡八幡宮のものでは、『鶴岡事書日記』『香蔵院珙祐記録』などの名称で伝存している記録がそれに当たる。前者は、明徳二（一三九一）年十一月～応永七（一四〇〇）年八月間の外方衆会の記録であり、記載形式は、月毎に会所（衆会所ともいう）名を記し、衆会開催日と参集者の坊名を記し、衆会での決定事項・協議事項等を事書にて記載している。後者もやはり外方衆会の記録であるが、香蔵院珙祐一人の筆録にかかるものである。記事は、長祿三（二四五九）年十一月～寛正三（一四六二）年十月までの約三ヶ年にわたる分が現存している。応永二（一三九五）年頃には八坊あった外方供僧も珙祐の頃にはわずか三坊に減少してしまっていて、衆会の活動も沈滞気味であったようであり、本来交替で記すべき日記を、珙祐ひとりで記さなければならなかった理由の一つはこの辺にある。更に、珙祐が日記にしばしば「後世若覚悟之供僧出現時、愚僧之無覚悟仁為不可被思召如此注置者也」<sup>(42)</sup>「若後世覚悟之供僧

外方ニモ進止ニモ為出現之人注置者也、全為当代之不注置所也<sup>(43)</sup>」と記していることから知られるように、八幡宮内部における外方供僧の勢力の衰退とともに、旧来の伝統や権益が守られなくなり、それに激しく憤慨しながら実際にはなす術をほとんど持たなかった彼が、何とか伝統を後世に残そうとした努力の一環がこの日記だったのである。このような事情のもとに作成されたこの日記は、『鶴岡事書日記』とは形式的に似ているが、珎祐の個人的見解がふんだんに盛り込まれており、記載内容はかなり異なったものとなっている。特にその積極的な筆の運びは、従来の日記の性格を逸脱してしまい、彼自身もこのことを認識していたようで、日記の中に「就中我々之月行事時、其相当月可被注子細等近代不被記、愚僧為一人記置者也、然、間、一筆、間、私、記、録、相、似、候、間、於以後者雖有双紙不可記者也<sup>(44)</sup>」と記しているのである。ここで珎祐が「私記録」という表現を使用していることには注目してよいであろう。この外方衆会の記録を彼が「公」の記録と認識していたことの反映と見なされるからである。

このような輪番で記されるタイプの日記は、平安末期に藏人による殿上日記や太政官の外記による外記日記などの公日記が断絶したり、その官職を世襲化してしまった「家」の日記に変質<sup>(45)</sup>してしまつて以後、中世では、内裏の女房たちによって記される「お湯殿の上の日記」以外には朝廷周辺に確認できず、この時代の神社の日記に特徴的に見られるものである。このタイプの日記の淵源については今のところ詳しいことはわからないが、憶測を述べておけば、鶴岡八幡宮や白山社など仏教的な色彩の強い神社に事例が見出だせることから、これらと本末関係などで関係の深い比叡山延暦寺などの中央の大寺院の集会組織の記録と何らかの関係があるように見受けられる。後日の課題としておきたい。

## 註

(1) 拙稿「日記の家」(『九州史学』八四号、昭和六十年)、『中右記』と「日記の家」(『文学』第五十七卷六号、平成元年)など。

(2) 中世の史料には、寺社関係のものに限らず、多数の「日記」と呼ばれた記録が存在する。例を上げれば切りがないが、本稿で扱わなかった神社の文書から挙げれば、気多社免田田数日記「気多神社文書一号」、四月御祭日記「香取文書」所収「旧大瀨宜家文書」一八六号、常陸大賀村検注取帳副日記案「神道大系 神社編二十一 香取・鹿島」などの類である。

(3) 荒木 尚・川添昭二・古賀 寿・山中耕作編『高良玉垂宮神祕書・同紙背』(高良大社刊、昭和四十七年)。

(4) ここでは『神道大系 神社編七 石清水』所収のものを使用した。また本書に付されている村田正志氏による解題も参考にさせていただいた。

(5) 例えば、貴族の日記では「吏部記」「江記」「為房記」など、史書では「日本書紀」「続日本紀」などの六国史や「類聚国史」、その他「延喜神祇式」「日本紀私記」「神祇令」「儀制令」「令義解」「本朝神仙伝」「往生伝」などで、縁起類も例は挙げないが、八幡宮関係以外のものも多い。その地理的な環境により交渉のあった「日記の家」や外記など王朝国家の記録組織に依存できた点、更に逆にそれらに対して相互補完的に先例・記録を供給できたことも見逃せない事実である。

(6) 註(4)に同じ。以下、村田氏の説はみなこれに拠る。

(7) この点については、伊藤清郎「石清水八幡宮における紀氏門閥支配の形成について」(『歴史』四十九号、昭和五十一年)参照。

(8) 慶清は文治三(一一八七)年正月三日死去。

(9) 史料②冒頭部分にみえる「御記」という意識。道清の記した奥書にあったという「為子孫」という文言などからも感じられるよう。

(10) 嘉禎三(一一三七)年六月九日。

(11) 『鎌倉遺文』五一四二号、本文書は、前稿(はじめにの註(3))で提示した記録譚状のひとつである。

(12) この点、本章註(1)の拙稿『中右記』と「日記の家」で説明したように、院政期の公卿藤原宗忠の部類記作成の際の記事にも同様の意識が見える。また、史料②の後半部は若干意味が取りにくいものの、父の遺命により相伝の重書(恐らく故人の自筆のものか)を「経之料幣」として破棄しなければならなかった事情を示しているようであり、この点も宗忠の場合と同様である。

(13) 『宮寺縁事抄』には、「権別当殿清記(巻第十一・御神楽次第)」、「故判官朝臣日記(御神楽次第)」、「式賢記(御神楽次第)」、「俊盛法橋日記俊源注之(御神楽次第)」、「此延引日記者、於俊盛法橋之房、以盛継法橋自筆日記、彼祐俊書写」、「祖師慶清曆日記」

(御神楽次第) といった日記が見えており、これらの中には「曆日記」という表現がなされているものも見えており、日記記的なものも含まれていたであろう。

(14) 応長元(一三一一)年十二月五日付尚清処分状『菊大寺家文書』、『鎌倉遺文』二四四九六号)。ここでは「此庄々并田島屋々敷坊舎庫二字日記文書并所有之財宝數以下之具足等」と表記されている。

(15) 年代記的な形式をとるものの事例としては、「宇佐宮年代記」(『統到津文書』二十五号)など。

(16) 『八坂神社記録』上巻(八坂神社事務所、昭和十七年)所収。

(17) 小杉 達「祇園社の社僧」『神道史研究』一八一・三、昭和四十五年。

(18) 『八坂神社文書』上巻五号祇園社文書目録。

(19) 「社家記録二」(『八坂神社記録』上巻所収) 観応元年六月四日条。

(20) 『春日社記録』一―三解説(『増補統史料大成』臨川書店)。はじめにの註(1)に引用した永島氏著書など。

(21) 以後、継続されて近世に至るまで次のような神主の日記が代々記されている(未刊)。

祐臣記(正和三〜正中二年)・祐時記(応永十二〜嘉吉二年)・祐辰記(明応六年)・祐弥記(永正元〜大永五年)・祐恩記(永正十四〜永祿四年)・祐維記(永正十五〜大永二年)・祐磯記(永祿三〜天正三年)・祐金記(永祿十二〜天正十三年)

(22) 註(20)の永島氏『春日社記録』一解説の四、日記の特色の項。

(23) 『春日社記録』一所収(『増補統史料大成』臨川書店、以下同じ)。

(24) 『春日社記録』一所収「旧記勝出」。

(25) 『春日社記録』一所収。

(26) 『春日社記録』一所収。

(27) 『春日社記録』一―三所収。

(28) 『春日社記録』三所収。永島氏(同書解説)は、前代の中臣祐賢記までの一連の日記の通例として題名に「××年恒例・臨時御神事記」と掲げられていたのが、この祐春記においては、弘安六年記まではそれまでの例に習いながら、弘安十年記には、単に「弘安十年記」と記されている点に注目され、「祐春があえて書名を改めたことには、公務日記に身辺雑記を加える意図があったかもしれない」と推定されている。従うべきであろう。

(29) 「社家記録」三の正平七年四月六日条に「宮川保役、去一日神祭貳石四斗内、今日付孫法師、且壹石五斗七升米到来……

(中略) ……委記在雜務記」とある。

(30) 「社家記録」二の観応元年六月八日条に「一、供花成(刻の略字) ……(中略) ……供花記、自今日雜記ニ略之、社家方ニ記之」とある。

(31) 同前観応元年十二月二日条に「一、社僧善誓(割注に権大別当とある) 追放座席、酒狂之余、盃ヲ予ニ差之間、不及許容、詮祐欲飲之処、称非本意拔刀之間、令打擲、奪取彼刀了、比興々々、委記在社家方記并神事記」とある。

(32) 「社家記録」三の正平七年正月八日条に「宮籠夫寅用途四人分壹貫貳百文(割注省略) 沙汰之、委記在得分記」とある。

(33) 正平七年十二月二十七日条に「宮川保幣供米貳百石壹斗 ……(中略) ……此外供米沙汰事、社務日記等ニ有之」とある。

(34) 「社家記録」二の観応元年三月十八日条に「行二階堂三川入道(割注に將軍御所奉行とある) 許、見參、御神楽用途以下事申了、委記有檀那方記」とある。

(35) 同前観応元年七月二十九日条「方々出仕、有檀記」とあるものなど。

(36) 同前観応元年七月二日条の「一、治部卿律師顯惠見參」の割注に「委記有檀越記」とある。

(37) 同前観応元年七月二十日条「一、座主事、今日被下院宣於青蓮院入道親王(割注略) 執行事等有別記」とあるように、「別記」の存在を明記する部分も存在する。

(38) 「社家記録」四応安四年十月七日条。

(39) 鶴岡八幡宮において社務を執行する本様供僧は、別当進止下にある内方供僧と進止の及ばない外方供僧(外様・公方様御祈願供僧) からなり、十四世紀頃よりそれぞれ会合をもち、諸事にあたっていた(『神道大系 神社編二十 鶴岡』解題)。

(40) 今日残存する『白山宮莊嚴講中記録』(『白山比叡神社文獻集』所収)は、承元三(一一〇九)年、弘治二(一五五六)年の間の記録を載せるが、日次記的なものではなく、後に当時伝存していた極めて雑多な記録や文書類を集めて編纂したものであり、前掲の中世神社記録の分類でいえば、(才)のタイプに属するものであるが、その材料の中に定期的に行われる莊嚴講衆のメンバーによって記された記録が含まれている可能性が強いと思う。莊嚴講については、黒田俊雄「白山信仰——中世加賀馬場の構造——」(『石川県尾口村史』第三卷通史編、昭和五十六年)、沼 賢亮「加賀白山修験団と莊嚴講」(『白山・立山と北陸修験道』名著出版、昭和五十九年)、藤井豊久「加賀国中世白山本宮の寺院組織について」(『日本の前近代と北陸社会』思文閣出版、平成元年)参照。

(41) 『神道大系 神社編二十 鶴岡』所収。



(42) 『香威院珎祐記録』寛正二年十二月記。

(43) 同前寛正三年三月記？。

(44) 註(42)に同じ。

(45) この点については、拙稿「外記日記と『日記の家』」(『九州史学』八七、昭和六十二年)参照。

## 第二章 出雲国杵築大社の造宮・遷宮記録

第一章では、記録謄状が見出だし得る石清水八幡宮・祇園社・春日若宮社など、主として中央の神社に伝来する記録を素材として、第一章第一節で提示した中世神社の記録の分類パターンの、特に後半の(オ)と(カ)の問題を中心に論じてきた。ここでは、前述したように(イ)の造宮・遷宮など臨時の重要な行事に関する記録について、地方の大社である出雲国杵築大社の事例を、やはり中世において作成された記録謄状に導かれながら検討してみよう。

### 第一節 出雲国造家の記録謄状の分析

出雲国において古代から今日に至るまで人々の厚い信仰を集め、中世においては特に一宮として国内の寺院・神社の中心的な存在であった杵築大社についてすでに多くの論稿が成されてきている。<sup>(1)</sup>特に近年、井上寛司氏<sup>(2)</sup>によって、従来等閑視されてきた中世の杵築大社について、単なる神社史としてではなく出雲中世史の復元の一環として、また諸国一宮制の視角の中で精緻で示唆に富む優れた研究が精力的に積み重ねられている。ここでは主に氏の論稿に導かれながら、氏によってもまだ十分触れられていないこの神社に伝存する記録の問題について考えてみたい。

さて、この杵築大社を祭祀を司る神官の頂点に立ってきた国造家の記録謄状と関連の史料は、主として、南北朝期に二つに分裂し今日に至る千家家・北島家の両国造家所蔵の文書の中に含まれている。<sup>(3)</sup>国造家の謄状はそれらにみる

限り、平安時代最末期の元暦二（一一八五）年から戦国時代に至るまでのものが残っているが、それらすべてのものが記録讓状という訳ではない事は次に提示する表④からも明らかである。表④の備考の欄に記した波線の部分からも知られるように、時代的にも、この国造家の場合、記録讓状が現れてくるのは十四世紀初頭の泰孝のものを嚆矢として、両家に分裂以後、千家家では十五世紀半ばの持国、北島家では十五世紀初頭の資孝までの間に限られているのが特徴である。この点、前稿で対象とした勸修寺家のように、同家に残る最初の讓状である経房の鎌倉初期のもの以来、記載内容は変化しながらも、十四世紀半ばの経頭のものに至るまで一貫して記録讓状の性格を持ち続けた場合は別な歴史的背景を考えなくてはならないであろう。

表④から知られる第二点は、これら国造家の記録讓状において「相副」られた日記・記録が、讓状の文面にみるかぎり「御さうゑいせんくうのにんきもんそいけ」（泰孝）、「旧記」（清孝）、「当社造営旧記差図」（孝宗他）、「しやけの□き」（資孝）などであり、その記載から少なくとも大社の造営・遷宮に関する記録類が中心であったように見受けられることである。事実、現存の大社関係の史料について特に泰孝以前のものを見てみると主に次のような記録類が両国造家に残されており、讓状の記載がある程度当を得ていることを裏付けているようである。

- A 造営遷宮日記注進（『北島家文書』所収、以下便宜上史料Aと呼ぶ）
- B 造営所遷宮注進（『北島家文書』所収、以下史料Bと呼ぶ）
- C 造営日記目録（『千家家文書』所収、以下史料Cと呼ぶ）

史料Aは、康平五（一一〇六）年段階に朝廷から勸じ下されたと推定される仮殿造営のための日時勤文から、久安元（一一四五）年十一月に行われた正殿遷宮の儀式の記録とそれを上申した在庁官人の解状までに至る、主として日時勤文と儀式の次第・記録を書き並べた長案のようなもので、前欠・後欠であるため、何時このような形にまとめられたのかはよくわからない。但し最末尾に「文治六年被下覆勸宣旨、改建久元年」と記されることから、後欠部分には

表④ [出雲国造家の譲状] (北=北島家文書、千=千家文書、aは譲与対象物、bは付帯条件)

	年(西暦)月日	譲与者→被譲与者	備考
1	元暦2(1185)年 4月日(千)	「大社司国造惣檢校」宗孝 →孝房	a. 「杵築大社惣檢校職事」 b. 「孝房堪神明之器量之上、宗孝為嫡子」「次第文書相副」「社家宜承知」
2	建久5(1194)年 3月21日(千)	「大社司国造惣檢校」孝房 →孝綱	a. 「国造職事」「杵築大社惣檢校職事」「遙堪郷、鳥屋郷、武志郷、稲岡郷、出西郷、富村、大田郷」 b. 「相副次第之文書」「出西郷者、孝房親父国造宗孝特申寄神領、令年来領知畢云々、又大田郷者、当社今度御遷宮孝房奉懷御躰、自国司申寄所令知行」
3	建保7(1219)年 3月11日(千)	「大社司」孝綱 →政孝(舎弟)	a. (去与)「国造職事」「杵築大社惣檢校職事」 b. 「雖然且任親父申置之旨、舎弟政孝爾相副証文等所去与也」
4	寛喜3(1231)年 3月25日(千)	「国造大社司惣檢校」政孝 →義孝	a. 「国造并杵築大社惣檢校職事」 b. 「相副次第之証文等」
5	弘長2(1262)年 12月3日(千)	「供神所兄部国造兼大社司惣檢校」義孝→泰孝	a. 「国造職并杵築大社惣檢校職事」 b. 「相副次第相承調渡之証文并関東御下文」「云大社御領、云神魂社領、無他人之妨可令進退領掌」「為止後代之違乱、平生之時相加自筆譲与畢候、雖为一門、全不可致濫妨」
6	徳治2(1307)年 3月20日	「こくさう大しやのかんぬし」泰孝→「女ほう」(後の尼覚日)	a. 「いつものくにきつき大しやのかんぬしならひにこくさうしき、つけたりそりやうらの事」 b. 「右のそりやうそくらハ、ゐんせん・ちやうせん・こくせんならひにくわんとうたいの御下文らをたまわて、やすのりちうたいさうてんちきやうさおいなし」
7	徳治2(1307)年 12月5日(北)	「国造兼大社司」泰孝 →孝時	a. 「こくさうしきならひにきつきの大しやかんぬししきそたいらの事」 b. 「くわんとうたいの御下文・御けち・御けうそ・てつきゆつり状、ならひに御さうゑいせんくうのにんきもんそいけ、てうとのせうもんいつつうをのこさず、あひくして」 「大しやの御りやうらといゝかもしるのしやりやう・大は・たしりならひにそうしやりやう、およひさんさいの神田」

	年(西暦) 月日	譲与者→被譲与者	備 考
8	建武元(1334)年 8月10日(千)	「国造兼大社(司脱カ)」 孝時→「きよのり」(清孝)	a. 「こくさうしきならひにきつきの大しやか んぬしき所たいらの事」 b. 「しんふやすのり孝時にゆつりたふ候やう ニまかせて」
9	康永2(1343)年 3月28日(千)	「国造大社神主」清孝 →五郎孝宗(舎弟)	a. 「国造職并杵築大社惣檢校職事」 b. 「 <u>旧記并代々御下文以下文書等於相副</u> 」
10	応安4(1371)年 12月19日(千)	「供神所兄部国造兼大社 司惣檢校」孝宗→直国	a. 「国造職并杵築大社惣檢校職事」 b. 「 <u>相副当社造宮旧記差図并公家武家代々御 下文以下調度之証文等</u> 」
11	応永24(1417)年 12月13日(北)	資孝→「ゆや六郎」(孫高 孝)	a. 「こくさう大しやのかんぬしきの事」 b. 「ならひにきうき・さしつ・くわんとう御 けち状のほか、 <u>しやけの口(こカ)き、のこ さすあいそえて</u> 」
12	応永35(1428)年 2月1日(千)	「国造兼大社神主惣檢校」 直国→高国	a. 「国造職兼杵築大社惣檢校職事」 b. 「 <u>相副当社造宮旧記差図并公家武家代々御 下文以下手継調度之証文等</u> 」
13	文安6(1449)年 3月28日(千)	「国造兼大社神主惣檢校」 高国→持国	a. 「国造職兼杵築大社惣檢校職事」 b. 「 <u>相副当社造宮旧記差図</u> 」
14	寛正2(1461)年 5月12日(千)	「国造兼大社神主惣檢校」 持国→助三郎	a. 「国造職兼杵築大社惣檢校職事」 b. 「 <u>相副当社造宮旧記差図</u> 」
15	明応4(1495)年 11月19日(千)	「出雲宿禰兼国造」高俊 →珍宝丸	a. 「大社国造職事」 b. 「雖然幼少之間、東高頼云親類、諸篇神妙 □□□□期之間、神職可預置也、其他天下御 祈禱、都鄙応答 可任彼仁、仍所領在々所々 社徳分事、書記置者也」
16	大永4(1524)年 3月5日(北)	雅孝→「いとう御うへ」 (尼子經久女)	a. 「国造しきの事」「しゃとく(社得)の事」 「十二かうの事」「きつきせうらの事」 b. 「もし我々それさまの間に、こ(子)なく 候ハ、いつれの物にても候へ、おやこの御 けいやくをめされ候て、それさま何やうにも 御ゆつり候へ…」
17	文禄2(1593)年 9月25日(北)	久孝→「少輔次郎」(広孝)	a. 「出雲国大社北島国造職之事」 b. 「 <u>任筋目御火切并代々証文、守護御判物相 副</u> 」

建久元年に行われた正殿の造営・遷宮の記録文書が記されていたと推定されよう。この史料を紹介された村田正志氏は「恐らく宝治二年造営遷宮に際して国造家から院庁に注進された旧記抄録の案文であろう」と述べられ、宝治二年（二二四八）段階に作成されたものと考えられている。但し、氏はその根拠として『千家家文書』所収の宝治二年二月十七日という付箋が付けられた無年号の国司庁宣(11)を挙げられているが、これが大社造営について「尋取国造義孝所帯之記録、可致速疾之沙汰」という院宣を施行せよという内容の文書である以上、造営以前に出されていなければならぬはずであるが、史料Bから知られるように宝治二年十一月に正殿遷宮の儀式が終了しているのであるから、付箋に記された年次はおかしいことになる。一方、『鎌倉遺文』にこの史料を収録された竹内理三氏は、弘安四（一二八一）年三月日の出雲国造義孝言上状(12)をこの史料の末尾に当たると推定されており、氏の意見に従えば、この史料Aは弘安四年に最終的に作成されたと考えられることになる。確かにこの言上状は前欠であり、前欠部分には「自康平至宝治十箇度」の「大社御造営之次第」が注進されていたはずで一見史料Aとうまくつながるかのように見えるが、この言上状の作成目的である「鑽神火、飲神水、未混流俗、帯旧記、奉遂造畢遷宮、自康平至宝治十箇度之御造営、雖為一代、不交他人」ということを、言上した相手に納得させるためのものにしては、史料Aはあまりにも生の資料をそのまま雑然と並べたままという感じの代物であり、少なくとも残存部分に関する限り、国造だけが大社の造営の主役足り得たという文書の主旨にはそぐわない内容である。恐らく言上状の前欠部分に注進された内容は、史料Aを抜粋してアレンジしたものであっても、そのままの姿ではないと考えられる。史料Aの失われた部分ほどの程度で、かつ如何なる内容を持っていたか今日では知り得ない以上、あまり推測を重ねても意味がないと思われるが、ただ史料Aが平安時代の杵築大社の造営・遷宮の実態を教えてくれる稀有の史料というばかりでなく、この史料が国造家に伝来していること自体に、記録譚状の作成された歴史的背景を解く鍵のひとつが隠されていると考えられるので、本稿ではあえて推測を重ねても史料としての性格をできる限り深く掘り下げることにしたい。

この点、史料Bと比較してみると次のようなことが言えるのではないだろうか。宝治二年十一月に行われた正殿遷宮の儀式の記録を内容に持つ史料Bは、すでに曾根地之氏(19)によって指摘されているように、その事業を現地で押し進めた当時の出雲国衙の在庁官人たちによって注進されたものであることは確かである。注進した相手は、すでに下向・在国することがなくなって久しい国司(20)（または知行国主）であったと思われる。恐らく受領国司の密任が一般化し、さらに一宮制が成立した段階以降、在地の留守所などが造営・遷宮を終える度にこのような注進状を作成して京都の国司に提出していたと推定されよう。史料Aには、この史料Bと同様の形式を持つ記録が、各々の遷宮について含まれており、この史料A自体も基本的には国衙サイドで作成されたものであることを物語っている。

## 第二節 「国日記」について

史料Aが現存のこのような形にまとめられたのは、はたして国衙にまだ関連の記録が保存されていた段階なのか、それとも元になったそれら記録ごと国造家に移ってからなのかはよくわからないが、とにかくこの史料Aの内容を構成する基礎的な素材部分が、国衙によって作成され所蔵されていた記録・文書であったことは確かと思われる。史料Aの中に含まれる様々な記録類のうち、このことを最も端的に示すと思われるのが「国日記」という名で記載されている日記の存在である。現在活字化されている史料Aの記載では、この「国日記」の部分は、それぞれの箇所において一つにまとめられてしまっているために、あたかも史料Aのまとめられた段階と同時に複合または接合されたように見えてしまうが、島根県立図書館に所蔵されている『北島家文書』の影写本で確認したところ、これらは日時勤文の部分の行間に記されており、<sup>(16)</sup>明らかに史料Aの基本的な部分が作成された後に、この「国日記」が書き加えられたことを示している。恐らく後述のように「国日記」という名称が付けられて伝来した記録が当時単独で存在していた可能性を示すものであろう。

この「国日記」であるが、『北島家文書』の村田正志氏の解説では「出雲国造家の記録」とし、誉田慶信氏は「国衛では、かかる国日記が遷宮神事などの儀礼に関して記録されていたと思われ、杵築大社造宮遷宮旧記注進もこの国日記の記事に基づいて書かれたのであった」と述べられ、国衛による記録と見なされている。この点については誉田氏の理解のほうが意を尽くしていると思われるが、井上寛司氏が指摘されているように、杵築大社が出雲国一宮として認定されるに伴い、国造職は国衛機構の職の一つとして組み込まれたと把握、国衛の多様な機能の一つ（宗教部門）を担当していたとみることが可能であるならば、村田氏の理解でもあながち誤りではないかもしれない。しかし、私自身は、別稿（本章註(26)）で指摘したように、国造を国衛機構の一部と見なしてしまう点には、いささか疑問を持っている。平安末期に至るまで国造職自体、確かに国司庁宣で補任され、国衛機構と不即不離の存在であったと見なしているが、あくまで国衛の神祇関係を担当する「所」的なものではなかったように考えている。

このような理解を前提にしてこの「国日記」について検討してみよう。まず史料A中において、この「国日記」があくまで「国日記」と見え、「国造日記」と記載されていないことがまず参考になろう。例えば史料Aの他の部分（「御遷宮料物」について、「自京被奉送物」と「於国奉調物」という対称で記される部分、また「国大工」という表現など）からも知られるように、「国」はあくまで国衛関係のものを指す用語であろうと思われるのである。更にこの「国日記」の天仁三年七月四日条にみえる大社造宮のために必要な材木が海岸に漂着した説話が、康治二年三月十九日付の官宣旨（同じく史料Aに引載されている）に引用される出雲国在庁官人の解状にも若干の事実誤認を含みながらも見えており、国衛の人々にとって周知の内容であったらしい事、また建久二年八月二日の出雲国在庁官人等解によれば、国造家の所蔵文書は久安五（一一四九）年十一月二十八日に不慮の火災で焼失してしまったらしい事、つまりこれ以前の記録・文書が国造側に残っている可能性が少ない事などを考え合わせる必要があるだろう。一応の結論としては、この「国日記」を国造自身の記した日記とだけ理解するのは不十分であると思われ、誉田氏のいわれるように

国衙の日記と理解した方が正確であると考えている（あえて憶測を加えるならば、この「国日記」という名称は、国衙が機能していた段階において「国」に対する存在、つまり大社<sup>II</sup>国造側の人々によって名付けられた可能性がある）。史料Aには、他にも「見旧記」と記されている部分や、日記的な部分<sup>(註)</sup>も見えており、これらも「国日記」が付記される以前に、史料Aが作成される際に使用された原「国日記」の一部と思われる。以上の推定が成り立ち得るならば、極めて断片的な史料ではあるが、平安末期の国衙にも日記（恐らく職掌日記の類か）が存在していたこととほとんど唯一の史料になり、国衙の記録組織としての機能<sup>(註)</sup>を知るための貴重な材料としても重要である。

### 第三節 杵築大社の造営遷宮記録

さてこの史料A・Bについては従来から、表④で示した一連の譲状やその他の大社造営に関する領家や鎌倉幕府発給の文書の中で特記された国造所有の造営遷宮に関する記録の主体であると考えられてきた。しかし一見すればわかるように、A・Bは造営・遷宮に伴う工事や儀式の大まかな日時や手順を記録しただけのものであり、多岐にわたる複雑な事業をこれらだけで運営していくのは無理である。その点、文永十一（一二七五）年四月日に注進された造営・遷宮記録の目録である史料Cは、嘉祿二（一二二六）年十月頃開始され翌年七月に遷宮が成った仮殿造営の記録と寛喜元（一二二九）年十一月に開始され宝治二年十月に遷宮が成った正殿造営の記録（史料Bも項目だけ挙げられている）よりなっており、そこに列挙された様々な記録類は、それ自体はそれぞれの作業内容の簡単な項目の記載だけであるが、「年々日記帳在也」と付記された項目も見えているように、恐らく個々の項目ごとにかんがりの記録・文書がまとめられていたと考えられ、一國規模で営む大事業に必要とされる記録の全体像を、間接的ながらある程度示してくれるものである。この史料Cの注進主体は明らかに国造であったと考えられ、鎌倉期において国造所持の造営遷宮に関する記録とはまさにこの史料Cにあげられている記録を指すものと考えられる。ただしここで疑問なのは、史



料Bの遷宮注進もそうであったように、この史料Cに含まれている記録類のかなりの部分がもとと国衙の記録ではなかったかと推定されることである。例えば史料Cの目録中に見える「一御造宮間被免除庄園事」・「一自安貞二年至于延応元年造宮米納下散用事」・「一自仁治二年六月廿一日以後国留番匠食物員数事」などはどうも国衙サイドで作成されたものと考えなければ不自然である。これについては、元より出雲国一宮である杵築大社の造宮・遷宮が他の諸国と同様に国衙と神社が共同で行うものであった以上、これらの記録が書写などの手段によって神社側にもあるのは当然のことのように思われるかもしれない。しかし、この目録が作成された段階、つまり宝治二年の正殿造宮の次の造宮（仮殿）が開始されなければならぬ時、すでに国造所持の記録に拠らなければ造宮事業が運営できなくなってしまう<sup>(26)</sup>ということについてどのように理解すべきであろうか。逆にこれ以前の度々の造宮の際にはその様な問題が起きたという徴証がないことからすれば、部分的にはともかく大体において国衙方の記録で造宮事業の実行が可能であったことを示しており、片方の記録だけに頼らなければできないという状態ではなかったように見受けられる。この点、史料Aにみられるように平安末期以降連綿と作成されていたはずの国衙方の遷宮注進状が、史料B以降見られないことなどを考え合わせると、史料Bから史料Cの間において、これらの記録をめぐる出雲国衙と大社の関係に大きな変化が起こったことが推定されてこよう。

以上のように、国造家の記録讓状で讓与対象となった造宮・遷宮の記録類は、本来大社側で作成されたものではない可能性が強いことが指摘できよう。大抵の神社においてその事業の度に作成され相伝されていたと推定されるこれらの記録が、それらの神社の神官層の讓状には現れず、この国造家の場合のみ現れるのかについては、別稿（本章註(26)）でも論じたように、この記録の所持・伝来そのものに出雲国内の政治的な問題がからんでいたようである。

#### 第四節 記録讓状と国造家

表④から知られる第三の点は、この一連の記録讓状では、日記・記録は決して讓与対象の主たる内容としてではなく、常に「相副」と付記された部分に含まれていることが挙げられる。この点前稿でも指摘したように、日記・記録を文書の中に一つの項目として掲げている記録讓状と比較すると、それらは讓与対象としてはあくまで副次的な存在であり、その「家」としての性格は、主たる対象物である所領・所職（この場合、国造職や惣檢校職など）によって形作られていることは確かである。しかし普通ならば、例えば政孝の讓状（表④―④）のように「相副次第之証文等」といった表記ですむところに、わざわざそれら証書類とは異なる日記・記録の事を明記したのには、その「家」に深く関連した何かが日記・記録をめぐって生じていたと考えざるを得ない。その何かが貴族の「日記の家」の背景に存在するものと同質のものであれば、たとえ前述の春日若宮の神主家のように代々日次の日記をつけていたわけではなくとも「日記の家」として考えていく余地は残されていると思われる。恐らく国造家において記録讓状を最初に作成した泰孝の時代、またはその父義孝の代あたりにその何かが起こったと推定されるが如何なるものであろうか。この泰孝の讓状は、記録讓状として最初のものであるばかりでなく、讓状としても歴代のものの中では特徴あるものの一つである。例えば、仮名で記している事、主要な讓与対象である所職について、それまで国造職と惣檢校職として表記されていたものが、この泰孝と北島資孝のもののみ国造職と「かんぬしき」と表記されている事、「みついね」「おきふ御せん」・「五郎貞孝」・「ふくとく丸」など庶子・女子に対しての詳しい記載が見られる事、さらに「こうたいのため（自筆）に、しひつをもつて、ゆつりあたふるところ也、このほかゆつり状ありとせうせハ、すハちほうしよたるへき也」と讓与に関して厳しい規定を付記している事などである。泰孝の讓状にこのような性格を付加させた理由は少なくとも文書の紙面には記されておらず、当時の彼と彼の「家」が置かれていた歴史的な背景について様々な方向から探っていくなければなるまい。ただしこの出雲国造家の記録讓状作成の歴史的な背景の問題については、紙面の都合で別稿<sup>26)</sup>を用意したのでそちらのほうを参照してほしい。ここでは、以下別稿で指摘しえなかつた点をいささか書き加えておく。

国造家は、南北朝時代に入って国造孝時の後、千家と北島家の両家に分裂し、以後長期間にわたって激烈な争いが行われることになる。この抗争の具体的な過程や意義についてはすでに井上氏の論稿<sup>(27)</sup>によって明確にされており、本稿で付加する点は今のところほとんど無い。氏の様々な指摘の中で本論との関連する点としては、この分裂抗争の間にそれぞれの家では、自己の正当性を裏付け相手の弱点を攻撃するために、偽文書を作成したり文書に修正をするなど様々な試みが成されるとともに、一方ではこの対立を通して、「出雲国造のもつ歴史的伝統〔血〕の伝統と継承性」とその具体的な継承方法（国造火継ぎ式の具体的内容）についての認識が急速かつ飛躍的に高まった<sup>(28)</sup>という指摘が重要である。このような特質を持つ両国造家の抗争が、前代においてすでに大社の支配者としての地位を対外的に主張し得る根拠となっていた造宮・遷宮関係の記録・文書とまったく無関係に進んだとは考えられないであろう。例えば応安三（一三七〇）年八月二十八日付の杵築大社神官の申状に「抑当杜御造官事、下津岩根宮柱被立始以降、自袖取銚始灑水柱立上棟、至于御遷宮、任旧記致国造秘決祭礼之条先例也」とあるように、大社神官の意識において造宮・遷宮と「旧記」との関係は明白なものだった以上、それらをどちらが掌握するかがこの抗争を自家に有利に導く鍵のひとつであったと推定される。しかしこれら記録類が分裂の際にどちらに流れたのかについては、史料が乏しくはつきりとは分らない。ただし暦応二（一三三九）年二月二十七日付の出雲守護佐々木（塩冶）高貞書状<sup>(29)</sup>には「杵築大社旧記文書以下等、自御親父孝時雖被預置、被付渡当職清孝方之由承了」とあるように本来は、孝時から清孝、さらに孝宗（千家家の祖）へ伝来される予定であったようであるが、実際は次の史料<sup>(31)</sup>に示されるように、文書の一部は孝時の弟（清孝らの叔父）孝景の手を経て、貞孝（北島家の祖）方へ渡ってしまったようである。

「一、号貞孝所得之文書者、清孝相伝之証文也、爰孝景抑留件文書之間、依申付御教書、返渡彼文書於清孝之刻、於京都入置質物間、可請渡之旨、以孝景自筆、乍出文書目錄状等於清孝、令渡件文書於貞孝方畢、而孝景死去之間、孝宗度々申付御教書於時孝<sup>孝景子息致沙汰畢</sup>」

その結果であろうか、北島家側の主張の中ではしばしば造宮・遷宮に関する記録が現れている。次の史料はその代表的なものである。繁雑ではあるが、全文を提示しておく。(傍線・波線等は松園)

(端裏書) 「貞治四十月十日□□□□□□支状案文」

出雲国造兼杵築大社神主資孝代時国謹支言上

欲早伯父五郎孝宗者、為五体不具間、更依不可居神職、不受其讓、孝時孝宗親父死去時、荷入棺、拾遺骨、以触穢不淨身闍神火神水、旧記差図等数十代相統資孝奉掠上聞上者、被棄損孝宗奸訴、任旧記并御教書等、致社壇造宮、守文永御結番帳、令勤仕三月会御神事等間事、

副進

一通 系図

一卷 御教書等案当社可造宮由事

一卷 侍所細川時奥州御奉書并吉田肥前房

徹覚注進状等案孝宗合職罪科難退事

一卷 御教書案、可致御祈禱由事

自余依繁且備進之符亦許陳子細同前

右当社者、天神七代末、地神五代始、伊弉諾・伊弉冊尊天地開闢之刻、二祝合誓、先生州国後生一女三男、其内奉号素盞烏尊者則今大社大明神、本朝無双御事也、此尊特為異国降伏、朝家泰平、故社壇高広而可奉安置神躰之故、或号大社或称矢倉宮者尤此謂也、因茲公家武家共以御崇敬不淺也、而回祿之時者、每度被成下御教書、任旧記差図被造宮之条、異于他之処、去文永八年正月二日、亦社壇炎上訖、為遂造宮、度々捧訴状雖敷申之、不達上聞徒送九十余

廻屋霜之条、且天下之重事、社家愁嘆、何事如之、次三月会祭礼事、如去文永八年御結番帳者、為國中巡役可致其沙汰之旨、載而炳焉也、而近年寄綺於世上鬪乱于今退転之条、神慮難測者乎、爰件国造神主而職者、自曩祖宮向宿禰人鉢始至于資孝卅三代、皆止亡父喪礼之儀、打越于神魂社隔十、令相統神火神水之時、国衙案主税所神子神人等令来集奉舞楽、遂次第之神役一人令相伝神職也、而彼孝宗五躰不具者、親父孝時死去之時、荷入棺拾遺骨、而触穢不浄之間、不可奉近付于神躰之条、無其隱、加之去貞和二年八月、於当社領十二郷本所雜掌与孝宗致合戰之間、就于嚴覺注進、於侍所被經御沙汰、孝宗非科難遁之由御奉書等備而明鏡之処、孝宗為重科之身不恐神慮、不憚上裁、掠申子細之条、無謂之上者、早被弄損彼奸訴、資孝受神火神水、帯旧記差図并神宝等、為当職之上者、可致造宮神事沙汰之由、預御裁許、弥為致天下安全、武運長久之御祈禱、粗言上如上件

貞治四年十月 日

貞孝とその子資孝のライバル孝宗（千家）非難のポイントは、史料の事書と波線に示されるように、孝宗が「五躰不具者、親父孝時死去之時、荷入棺拾遺骨、而触穢不浄」という身であったため「閔神火神水」ということ、つまり国造継承に必要な儀式（火継ぎ神事）を行っていなかった点に集中し、それに対して自分たちの正当性の根拠としては、正平十二（一三五七）年月日付国造北島貞孝申状34や提示した文書の傍線部のように、先代から「受神火神水」ということと「帯旧記差図并神宝」を挙げている（後者の国造にとっての重要性は、二重傍線の部分に根拠が示されている）。井上氏は、国造職の相統が、実際は千家方に理がありながら、結局、両国造並立という形で千家方が妥協しなければならなかった理由として、火継ぎ神事の問題、千家方が相論の際、巧妙に練り上げられた北島家側の主張を論破しきれなかったこと、両国造家内部の問題にとどまらず神官上層部の上官の一部を巻き込み、さらに大社外部の守護権力の介入を招いたことなどを挙げられているが、ここで問題としたような国造職付帯の記録・文書の所持の間35

題も当然考慮する必要があると思われる。<sup>(36)</sup>

この点、出雲国造家と同じように大化以前の国造の伝統を持ち、阿蘇大宮司として、中世においても武士団を率いて活躍した肥後の阿蘇氏の場合が参考になるかもしれない。現存の『阿蘇家文書』には、永延元（九八七）年二月十日付の「阿蘇氏人中家督相伝人承統流記」<sup>(37)</sup>という文書名で、阿蘇郡の四塚注文<sup>(38)</sup>が所載されている。これは、すでに指摘されているように平安時代中期の文書としては明らかに偽文書であるが、「右此流記者、氏人中以家督相伝人所承統也、然則、是為證文定大宮司職也、若及余人、是世滅因縁歟」と記されている点、加えて同文書の写しに異筆で「社務職余人他門不可進止事」と付記されている点には、単に偽文書として捨て去ることができない歴史的な事実が含まれているといえよう。中世の阿蘇神社について包括的な研究を成された杉本尚雄氏によれば、この文書は阿蘇大宮司家の分裂抗争に関連して南北朝から応永三十年頃までに作成されたと推定されており、<sup>(40)</sup>出雲国造家と同様、南北朝期に入って二つに分裂しなければならなかった阿蘇氏の「一家」の歴史的な背景と関連して作成されたものであることは確かであろう。この阿蘇大宮司家の場合、一族や家臣諸家のみならず征西府や菊池氏などの九州の南朝勢力の動向とも絡み合い、やはり複雑な状況を呈したが、その抗争は最終的に力で解決され、出雲国のように分裂したまま体制化され一応の安定をみた訳ではなかった。しかしその間に成された訴訟においては「社職相伝之証状」<sup>(41)</sup>の所持が争点となったようであり、前掲の偽文書もそういった際に作成された可能性が強いのである。大宮司としての正統性の根拠として、讓状などの証書類以外に、このような文書としての本来の効力から離れた一種の記録的な存在であるものが利用された点は、まさに国造家の場合と共通性を持つものではないだろうか。一方、鎌倉末期から南北朝期の前半にかけて、阿蘇大宮司家では惣領制の強化、嫡子単独相続制への移行が進められていた時期であり、次に示す大宮司惟時が作成した正平六（一三五）年二月十八日付の讓状<sup>(42)</sup>写は、当時のそういった事情を背景に作成されたものである。

譲与 孫子養丸所

肥後国鎮守一宮阿蘇、同健軍、甲佐、郡浦已上四ヶ所社領并矢部、冠用、津守保、筑前国下座郡惣領分、豊後国大佐井郷地頭職、惣惟時帯 繪旨 令旨当国他国庄園等事

右、社領以下之所々、当職、同管領分、相副 繪旨 令旨代々之證文等、養丸於為嫡子譲与訖、於当知行之所々者、無他妨令知行之、至不知行之庄園等者、帯 繪旨致訴訟可申給也、而神事祭礼者、任先例令施行之、修理造管者、守旧規可致沙汰也、仍為将来之亀鏡讓状如件、

正平六年 二月十八日

阿蘇三社大官司宇治朝臣惟時花押

この讓状とこれ以前の大官司家関係の讓状とを比較した場合に特徴的な点の一つは、傍線部のように付帯条件が以前の「本證文相共」といった簡単な記載からより詳しく具体的な記載へと変化していること、さらに所領・所職の讓与のみを記載するだけでなく、波線部のように神官として守るべき規範のようなものも合わせて記載されるようになったことであり、これらの特徴は、これ以後の讓状にも受け継がれていたのである。これらは出雲国造家のように記録讓状にはならなかったが、全体としてそれに近い変化を生じていると見做すことが可能ではないだろうか。まだ検証はしていないが、この阿蘇大官司家に見られるような讓状の記載の変化は、恐らく他の神社の神官さらに武士の「家」などにも広く一般的に見られるものと考えられる。そのような前提のもとに再び出雲国造家の讓状が造宮・遷宮の記録を譲与対象として記録讓状化した直接の原因を考えてみるならば、やはり別稿<sup>(45)</sup>で論じたように鎌倉時代後半に造宮・遷宮の記録が大社の支配権を決定する際に大きな意義を持った事実が、南北朝期における国造家の内部抗争の中で更に増幅して認識され、後代にまで強く反映することになったと理解すべきではないのだろうか。

註

(1) 出雲大社に関する研究は古代出雲を扱ったものが圧倒的に多いが、ここでは中世のものを中心に列挙する。

西岡虎之助「出雲国造家に於ける土豪性の発展」(『出雲』一号、昭和十三年)、同「出雲大社領の成立と発展」(『莊園史の研究』下、昭和三十一年)、同「出雲国造家の社会的変遷」(千家尊宣先生還暦記念『神道論文集』、昭和三十三年)、吉村宮男「出雲大社と毛利氏」(『出雲』四号、昭和十四年)、豊田 武「中世における出雲大社の信仰」(『出雲』五号、昭和十五年)、小島鉦作「中世の出雲大社と社寺領知制」(千家尊宣先生還暦記念『神道論文集』、昭和三十三年)、同「出雲国における神社の荘園化」(『出雲学論叢』、昭和五十二年)、藤井貞文「後醍醐天皇と出雲大社」(千家尊宣先生還暦記念『神道論文集』、昭和三十三年)、曾根地之「杵築大社と国衙」(『出雲・隠岐』、昭和三十八年)、藤岡大拙「出雲大社領について」(『島根県立松江南高等学校研究紀要十周年記念号』、昭和五十五年)、村田正志「出雲国造北島家文書概説」(『村田正志著作集』第六卷、昭和六十年)。

(2) a 「中世出雲国一宮杵築大社と莊園制支配」(『日本史研究』二二四号、昭和五十五年)、b 「出雲大社と罇淵寺——中世出雲国一宮制の特質——」(『山陰——地域の歴史的性格——』、昭和五十四年)、c 「中世杵築大社の上宮」(『大社町史研究紀要』二号、昭和六十二年)、d 「中世杵築大社の年中行事と祭礼」(『大社町史研究紀要』三号、昭和六十三年)、e 「中世諸国一宮制の成立」(『歴史研究』二五九号、昭和五十七年)。

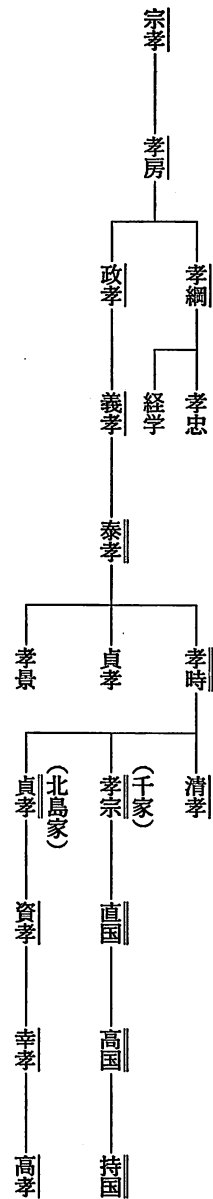
(3) 北島家文書は村田正志編『出雲国造家文書』(清文堂出版)、千家家文書は『新修島根県史 史料編1』所収のものに、大社学生会編『出雲』四七号所収の「千家文書」で補い、さらにそれらのうちの幾つかについては、島根県立図書館所蔵の両家の文書の影写本で校訂した。大社関係の文書の所在については註(4)井上氏c論文第一章参照。

(4) 国造家関係の謄状は、表④に提示したものがすべてという訳ではない。ここでは惣領に対するものを中心に列挙し、庶子や女子に対して作成されたもの(例えば『北島家文書』三六号の尼覚日譚状)や文書として疑わしいとされているもの(例えば『北島家文書』三三三号の出雲孝時謄状など)は省いた。国造家関係文書に含まれる偽文書については註(2)井上氏c論文第一・四章などを参照のこと。

(5) 泰孝は表④の6の置文では、7のように「御さうゑいせんくうのにんきもんそいけ」については触れていないが、これは内容からも知られるように妻に対するものであり、所領は相伝・知行させても、女性である以上、国造としての職務には直接関係しないから、記載しなかったのであろう。



(6) 参考のために宗孝以降の国造家の系図を掲げる(傍線は国造、二重傍線は国造かつ記録讓状を残した者)。



(7) 『出雲国造家文書』一五号、『鎌倉遺文』七〇一七号。

(8) 『出雲国造家文書』一六号、『鎌倉遺文』七〇八九号。この文書の場合、注意すべき点は、すでに井上氏によって指摘されているように、仏教関係の部分が意図的に削られており、上記二種の刊本はともにその部分が補われなまま活字化されてしまっていることである。本稿では削られる前に影写された島根県立図書館所蔵の北島家文書によって確認し、本章註(26)の拙稿所載の表③(本稿では紙面の都合で省略した)に掲載した。

(9) 『新修島根県史 史料編1』、『鎌倉遺文』一一八八〇〜一一八八二号。かなりの長文であるため掲載しなかった。

(10) 『出雲国造家文書』四七ページ。

(11) 『鎌倉遺文』七〇一六号。「出雲御目代左衛門尉殿」宛のこの文書が、もし宝治二年のものとするならば、史料Bに見える

「目代兼大行事源右衛門尉入道宝蓮」と矛盾することになる。恐らく文永九年頃のものではないだろうか。

(12) 『鎌倉遺文』一四二七六号。

(13) 史料Aの前欠部分に所載されていた記録がいつまで遡れるかについてははっきりとしたことはわからない。ただし註(12)に引用した国造義孝の言上状には、「自康平至宝治十箇度之御造宮」と見え、康平年間(一〇五八〜一〇六五)以前の造宮・遷宮について具体的に触れた史料は無いところからすると、それ程失われた部分は多くなかったと推定される。註(2)井上氏論文によれば、「一国平均役による造宮という杵築大社の中世的な造宮形態がはじめて実行されたのは康平五年」であり、この頃に出雲の中世一宮制が成立したと推定されている。とすれば中世国衛の記録保存の機能の開始もこの頃と見てよいかもしれない。

(14) 「杵築大社と出雲国衙」(『出雲・隠岐』、平凡社、昭和三十八年)。

(15) ただし史料Aによれば、久安元年閏十月、国司藤原光隆は任国出雲に下向し造営なつた杵築大社に参詣し、神拜を行い、その月の内に上京していることが知られる。これは『時範記』承德二(一〇九八)年記(『書陵部紀要』一四号所収)に見える因幡国司平時範や『中右記』元永二(一一一一)年七月十四日条にみえる因幡国司藤原宗成の場合と同じく、任期の間に一度は任国の一宮に参詣すべきことを在庁官人たちから懇望されて下向したものと推定される。

(16) すべての部分をここに提示する余裕はないので、天仁三年七月四日条の一部分のみ次に示す。

(史料中の波線部分が「国日記」である)

「採正殿材木日時

国日記云

廿七日 癸酉 時巳二点 若午

天仁七年七月四日大木百支自海上寄稻佐浦

十月五日庚辰二 時辰二点 若午

大十八支 長十丈九丈八丈七丈六丈七尺六尺五尺四尺

始木作日時

中九支 長五丈已上

十六日辛卯 時午二点 若申

小十支 四丈已上

十九日甲午 時巳二点 若未

小六十支 三丈已下

立柱日時

件木有御示現材木方尺寄来也、所如何者因幡上宮御近辺

天承二年正月廿六日戊子 晴午二点 若未

(後略)

(17) 「諸国一宮祭礼試論」(『東北古代史の研究』、昭和六十一年)。

(18) 註(2)井上氏d論文集第一章四六ページ上段。

- (19) 解状ではこの奇瑞を「帥中納言家保任造営之間」とするが、天仁三年は史料Aその他によれば国司が藤原頼頼の時の出来事のはずである。
- (20) 『新修島根県史 史料編1』所収「千家文書」。
- (21) 史料Aの保延七年（永治元年）十一月三日、康治二年七月二十六日条など。
- (22) この点については石井 進『日本中世国家史の研究』（岩波書店、昭和四十五年）一五三ページ以下、拙稿「外記日記と『日記の家』」（『九州史学』八七号、昭和六十二年）、下向井龍彦「官底」（『ことばの文化史』平凡社、平成元年八月）参照。河音能平氏は「日本中世前期の官司・権門神社における文書群の保管と廃棄の原則について」（『比較史の観点による史料学の総合的研究』、昭和六十三年）において、この問題について触れられているが、保管方法についての具体的な検討がなく、「文書」の概念についても形式的であるため、せつかくの着眼が生かされていない。
- (23) 『出雲』四号所収「千家文書」第二号二月九日付国司庁宣（鎌倉期のもの）に「国衙社家相共可致其沙汰」と見える。
- (24) 例えば文永九年十二月日や同十年正月十九日の出雲国司庁宣（千家文書、『鎌倉遺文』一一一七号、一一一八〇号）など、註(1)の文書にも「尋取国造義孝所帯之記録、可致速疾之沙汰」と見える。
- (25) 拙稿「讓状と『日記の家』——記録讓状の分析と勸修寺流藤原氏——」（『史淵』一二六号、平成元年三月）。
- (26) 拙稿「出雲国造家の記録讓状作成の歴史的背景」（川添昭二先生退官記念論文集掲載予定）。
- (27) 本章註(2)井上氏c論文。
- (28) 本章註(2)井上氏d論文四十八ページ下段。
- (29) 『千家文書』（『新修島根県史 史料編1』所収分）。
- (30) 『千家文書』同前。
- (31) 同前所収応安三年八月二十八日付の杵築大社神官申状。
- (32) 『出雲国造家文書』五十四号。
- (33) この点井上氏（c論文）は孝宗が兄清孝から火継ぎ神事を受けなかったことを貞孝側から非難されたと理解されているが、これらの史料では彼等の父孝時からの火継ぎが問題の中心になっているようである。国造継承の場合あくまで、前代の死とともに次代への継承が成されるのが原則であったため、本来清孝のような一代だけという継承は、それを許した父孝時の死によって貞孝が継承してしまった時点で無効になってしまいうものではなかっただろうか。だから現国造を自認する孝宗に対する批

判も父孝時からの継承が不可能であった点に集中したのではあるまいか。

(34) 『出雲国造家文書』五十号。

(35) 本章註(一)井上氏c論文一三二ページ下段以下。

(36) ただし室町期においては北島家よりも千家側に記録謄状作成の例が多く見られる。この現象については事情がよくわからな  
いが、一応千家側でもこの記録所持という点に関しては劣勢にあることを弱点として意識していたために、その回復に努力し  
ていたことの表われであると理解しておきたい。

(37) 『阿蘇家文書』一号(『大日本古文書 家わけ十三 阿蘇文書』第一卷)。この文書の注記には「原本ヲ検スルニ、料紙書風  
等永延年間ノモノニアラズ、文言モマタ疑フベキニ似タリ」とある。第二卷阿蘇郡の四塚注文は同文書中に何通か所収されて  
おり、「阿蘇神社文書」二号のものは嘉禎二年正月五日に書写したと記されており、その注記によれば、原本は室町時代の筆  
写とのことである。

(38) 『平安遺文』四五九号の寛弘八年二月十一日付の肥後国宣に記されている内容と同じ。

(39) また、写しが「阿蘇文書写 第一圓宣」(同前第二卷四〇五ページ)所収の四塚注文である。

(40) 杉本尚雄『中世の神社と社領』(吉川弘文館、昭和三十八年)三四四ページ。

(41) 『阿蘇文書写 第十一』(同前第二卷二八七ページ)所収応永三十年月日阿蘇惟郷雜掌申状写。

(42) 註(40)の杉本氏前掲書第一章第五節。

(43) 『阿蘇文書写 第十一』(同前第二卷二七五ページ)。

(44) 『阿蘇文書写 第十一』(同前第二卷二七二ページ)所収弘安十年三月二十三日付宇治惟景謄状与(鎌一六二一八)。

(45) 註(26)の拙稿。

おわりに

本稿では、かなり多数の神社の、様々な内容の日記・記録の問題をいっぺんに扱ったため、個々の問題については  
検討し残した点も多い。しかし、中世社会において一連の神官関係の記録謄状が作成された背景には、様々な形態を

とる日記・記録の相伝自体が各々の神官の「家」の重要な構成要素となりつつあったこと、さらにそれが在地の複雑な政治情勢と絡んでいるとはいえ、中央の貴族社会に近い神社ばかりでなく地方の神官の場合にも同様の状況が確認できることなどは、ここで改めて指摘しておいてよいであろう。それらには様々なレベルのものが混在しているとはいえ、日記・記録に関わる諸事実をその「家」のもつ属性としている以上、貴族社会の「日記の家」のように明確な形では現れないにしても同様の概念に属して理解してよいものと考えている。

はたして中世の神官たちにとって、このような「日記の家」であることにはいかなる意義が存在していたのであろうか。個々の神社で歴史的な条件がかなり異なり、一律にモデル化することはなかなか難しい問題であるが、あえていうならば、神社機構内部では、神事の遂行や社領などの運営のために、対外的には他の権力機構に対して持っているその神社の地位・権益を維持するために、必要となる種々の記録を作成・保存・提供する一種の記録組織として存在し、それによって自分の「家」の神社内部における支配・地位の安定性を保証する役割をはたしていたと推定される。恐らく中世における神官という社会的身分そのものにも深く関連することではなかったのだろうか。この点、いまだ手付かずでいる寺院・僧侶の日記・記録についての検討を踏まえた上で、さらに総体的な理解を深めていかねばなるまい。山のように後日の課題を残しながらではあるが、一応ここまでで本稿の筆を置くことにする。